

○神戸学院大学利益相反マネジメント規則

2016年4月28日

制定

神戸学院大学利益相反マネジメント規則(2009年9月24日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、神戸学院大学(以下「本学」という。)における利益相反マネジメントに関し、必要な事項を定め、本学の社会的信頼を確保するとともに、産学官連携の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 職員とは、学校法人神戸学院神戸学院大学就業規則第2条及び第3条に規定する職員をいう。
- (2) 企業等とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他団体をいう。
- (3) 産学官連携活動とは、共同研究、受託研究、技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)、奨学寄附金の受入れ、委員受任等をいう。
- (4) 厚生労働科学研究等とは、厚生労働科学研究費補助金又は日本医療研究開発機構研究費に係る研究活動をいう。

(対象事象)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、職員が産学官連携活動を行う場合又は厚生労働科学研究等を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該職員が企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
- (2) 当該職員が企業等から一定額以上の物品を購入する場合
- (3) 当該職員が企業等から何らかの便益を供与される場合
- (4) 当該職員が企業等の未公開株若しくは新株予約権を保有する場合又は一定比率以上の株式等(持分を含む)を保有する場合
- (5) その他第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

2 前項に定める一定額及び一定比率等の基準は、次の表のとおりとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 株式等を保有(未公開株及び新株予約権は1株以上、公開株は発行済株式の5%以上)したことがある場合又は保有する予定がある場合(※持分会社の場合には、会社の持分の5%以上を出資保有したことがある場合又は出資保有する予定がある場合)2. 役員・顧問等に就任したことがある場合又は就任する予定がある場合 |
|---|

3. 1企業等あたり年間100万円を超える収入(自らの所得として計上される兼業報酬、謝金、寄付金、知的財産権のロイヤリティ等の総額)を得たことがある場合又は得る予定がある場合
4. 個人的に無償で100万円相当以上の役務又は機材等の提供を受けたことがある場合又は受ける予定がある場合
5. 融資・保証等(銀行等金融機関を除く)を受けたことがある場合又は受ける予定がある場合
6. 1企業等あたり年間200万円を超える共同研究費又は受託研究費を受領したことがある場合又は受領する予定がある場合
7. 1企業等あたり年間200万円を超える奨学寄付金を受領したことがある場合又は受領する予定がある場合

3 当該職員と生計を一にする配偶者又は一親等の者が第1項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

第4条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 学長は、本学に、利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、神戸学院大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関することは、別に定める神戸学院大学利益相反マネジメント委員会規程による。

(職員の責務)

第6条 職員は、産学官連携活動を行うに当たり、利益相反の疑惑を抱かれかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮及び努力をしなければならない。

2 職員は、厚生労働科学研究費等の申請を行おうとするときは、学長に対して自己申告書により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

3 職員は、産学官連携活動又は厚生労働科学研究等を行っている場合には、年度毎に又は新しく申告すべき経済的な利益関係が発生する毎に、学長に対し自己申告書により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

4 職員は、前3項に定めるものの他、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(相談)

第7条 職員は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行うものとする。

(審査、指導、管理)

第8条 委員会は、職員から第6条に定める自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、当該職員にヒアリングすることができる。

2 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べる。

3 学長は、当該意見に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、関係する職員に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言、勧告等を行う。

4 職員は、本学の見解・措置等に異議がある場合には、学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。

5 委員会の委員長は、前項の異議申立てを学長が受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立てに関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告する。

6 学長は、当該審議結果に基づき当該異議申立てに対する決定を行い、その決定について当該職員に通知する。

7 当該職員は、前項の決定に対する異議申立てを行うことはできない。

(大学としての利益相反への対応)

第9条 職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、委員会に対し問題提起することができる。

2 委員会は、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

(関係書類の保存)

第10条 本学及び自己申告を行った職員は、利益相反に関係する書類を少なくとも5年間保

存しなければならない。

(個人情報等の保護)

第11条 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、神戸学院大学個人情報保護規程の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

(学外への情報公開)

第12条 本学は、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開に当たって、職員及びその他の個人情報の保護に留意する。

(研修)

第13条 本学は、職員に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努める。

(事務)

第14条 利益相反マネジメントに関する事務は、研究支援グループにおいて行う。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、利益相反に関する事項に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2016年4月28日から施行する